

第200回港まちづくり協議会会議

日時：令和7年7月28日（月）17時00分～

場所：Minatomachi POTLUCK BUILDING

議題

【議決あり】

1. 令和7年度事業の開始(8月～)
 - (1) 拠点活用事業(つくるを集めてまちをひらく vol.5)
 - (2) 定期市事業(ミュージッククルーズ)
2. ポットラックバザール
 - (1) セーラーズとの連携事業

【審査】

3. 提案公募型事業
 - (1) 港まち俳句の会
 - (2) 10代のフリースペース パルス
 - (3) 名古屋みなとミュージックストリート 2025
4. その他
 - (1) 広報
 - (2) ポートピアの売上報告
 - (3) WEB公開資料の確認
 - (4) 港土木事務所より報告
 - (5) 10月以降の協議会日程の決定
 - (6) 次回会議日程

第199回会議(2025年6月23日開催)の結果について

■ 令和7年度事業の開始(7月～)

- 事業の概要、今後の見通し等について確認された上で、審議の結果、案の通り承認された。
また、今後の進め方については運営会に一任されることが確認された。

■ 令和8年度事業計画作成部会の流れ

- 部会の概要、今後の見通し等について確認された上で、審議の結果、案の通り承認された。
また、今後の進め方については運営会に一任されることが確認された。

■ 令和7年度コミュニティサポート事業

- 事業の概要、今後の見通し等について確認された上で、審議の結果、案の通り承認された。
また、今後の進め方については運営会に一任されることが確認された。

【その他】

- 事務局より、令和7年5月28日に協議会ニュースの第214号が発行された旨が報告された。また、ポットラック新聞かわら版第87号が発刊された旨が報告された。

- 名古屋市総務局総合調整課より、ポートピア売上及び今後の見通し等について報告された。

- 事務局より、「港まち手芸部」「港まちおでかけサロン」の開催案内について報告された。

- 事務局より、前回報告されたアッセンブリッジ・スタジオの合格者について、都合により1名繰り上げ合格とし、事業が開始された旨が報告された。

- 事務局より、7月～9月のみなと土曜市について、屋内で開催される旨が報告された。

- 次回以降の協議会は7月28日(月)17時00分～、港まちポットラックビルにて開催されることが確認された。また、同日協議会終了後から、VISION BOOK改定についての協議を開催する旨が確認された。

以上

令和 7 年度事業の開始（8 月～）

○心地よく安心な港まちで暮らす

（3）港まちならではの空間の有効活用

【ミュージック・クルーズ（土曜市関連企画）】

期 間 令和 7 年 8 月～令和 8 年 3 月のみなど土曜市のうち、5 日間

時 間 10:45、11:30、12:45、13:45 の 4 回演奏 / 1 日 各 10～15 分程度を基本

会 場 みなと土曜市の会場及び地域店舗の店内外

概 要 みなと土曜市開催時間に奏者による演奏会を実施し、音楽による、みなと土曜市と西築地の PR 事業。出店者や地域店舗などと来場者の橋渡しを行うとともに、音楽のあるマーケットイベントとして地域内外への認知を広げ出店者の増加を狙う。

金額 約 150,000 円を予定(業務委託費)



□みんなと港まちを創る

（3）人づくりを軸にした協働まちづくり：拠点活用事業

【つくるを集めて まちをひらく vol.5】

期 間 令和 7 年 10 月 1 日（水）～11 月 5 日（水）を予定
うち火-土 11:00～19:00

※11 月 1 日（土）はセーラーズのため閉場

会 場 港まちポットラックビル 3F

概 要 地域の方が制作した作品を集めた展示『つくるを集めて まちをひらく vol.5』を港まちポットラックビル 3 階で開催する。※関連企画ではあらわ工房の着物リメイク ファッションショーを開催予定

金額 約 60,000 円を予定

主な内訳：印刷費 (A4 カラー片面、3500 部) 5,500 円、ポスティング費 22,000 円、記録撮影費 25,000 円、その他雑費

※なお、昨年まで外部に委託していたキャプションやチラシ制作・印刷を内製で対応することにより予算を削減。

▼昨年の展示の様子



△ 魅力的にぎやかな港まちに「集う」

(1) 地域の特色を活かしたにぎわいづくり

【ポットラックバザール】セーラーズマーケットとの連携事業

5月協議会で議決いただいたセーラーズの実施について、その後、人件費の高騰と、映像による PR を実施したいという相談を築地口商店街さんからいただきました。予算流用を行い、見積もり金額での実施を行いたいと考えます。

変更点は以下の通り（赤字部分）

1) 築地口商店街：セーラーズ

期 間 令和 7 年 11 月 1 日（土）

場 所 築地口商店街交差点

時 間 10:00～17:00 予定

概 要 築地口商店街が、毎年冬の大売り出しの集客イベントとして行っている「セーラーズ」は、昨年 11 月に商店街主催でプロレスイベントを実施しました。港まちづくり協議会は、みなと土曜市と同時開催し、プロレスリングの設営などインフラ整備を事業として実施しました。今年度も、活性化を行う商店街の事業サポートとしてプロレスリングの設置を行います。

また、プロレスラーの控え室として、ビルの 2F、3F を無償で貸し出します。

金 額 863,500 円予定(前年度同様) → 1,006,500 円 (143,000 円増額)

予算流用元：△集う(1) 地域の特色を活かしたにぎわいづくり「地蔵盆まつり」

その他 まち協主催のマーケット無し、業務委託者との連絡は実施、運営は西築地商店街振興組合

役割分担

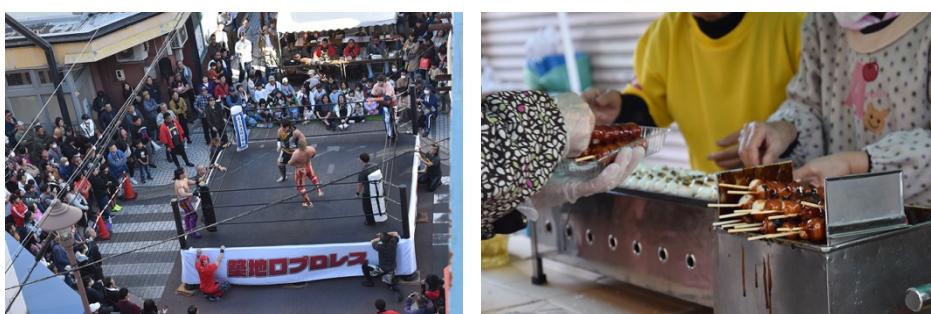
- ・港まちづくり協議会

・ リング・資材の設営運搬、音響、リング周り警備、アナウンサー、レフリーなどのインフラ整備、**地域 PR 動画を作成し事前告知を行う**（1 社にパックで委託予定）

- ・築地口商店街

・ レスラー、出演者などのコンテンツ、チラシ制作、運営

・ パフォーマンス、音楽、地域店舗や団体による飲食ブース出店など



港まちづくり協議会 令和7年度「提案公募型事業」公募要領

1 趣旨

港まちづくり協議会(以下「協議会」という。)では、「なごやのみ(ん)なとまち」をコンセプトに掲げ、名古屋中のみんなと楽しめて、全国の皆さんに誇れる「みんなの港まち」を目指した各種のまちづくり事業を行っています。提案公募型事業は、そうした港まちづくり協議会の取り組みに新たな企画のアイデアや事業の担い手を呼び込む機会として位置づけられるものです。この提案公募型事業の経験をした各団体には、事業パートナーとして継続的な活動に関わっていただくことを期待しています。

「なごやのみ(ん)なとまち」の実現に向けては、3つのテーマ「○:心地よく安心な港まちで暮らす」・「△:魅力的でにぎやかな港まちに集う」・「□:みんなと港まちを創る」に基づいた事業を展開しています。今回の提案公募型事業では、これらのテーマに対し、地域住民や市民活動団体の特性・発想・実行力を活かしたアイデアを募集します。

2 委託対象事業

(1) 上記の趣旨に基づき、本事業では次に掲げる○・△・□のテーマのいずれか、もしくは複数を満たす事業を募集します。

○:心地よく安心な港まちで暮らす

防災・減災まちづくり、各種のコミュニティ活動、住みやすいまちづくり等を推進します。港まちの日常的な暮らしを心地よくしていくことで、みんなが安心できる港まちを目指します。

△:魅力的でにぎやかな港まちに集う

住民同士や港まちに関わるさまざまな人々との交流、アート＆音楽を活用したまちづくり、ガーデンふ頭と連携したエリアー帯のにぎわい等を促進します。港まちに集うみんなの力を併せて、港まちならではの魅力を活かしたにぎわいづくりを目指します。

□:みんなと港まちを創る

港まちの情報発信や協働事業を推進します。協議会のコンセプトを軸にして、人々の共感と信頼を育みながら、みんなと一緒に取り組む協働まちづくりを目指します。

(2)協議会から委託の対象とする事業は、次に掲げる要件をすべて満たす事業とします。

- ① 実施を前提とした事業で、事業を提案する団体が責任を持って実施することが可能である事業
- ② 公益的、社会貢献的な事業
- ③ 具体的な効果や成果が期待できる事業
- ④ 予算の見積もり等が適正である事業

(3) 上記の(1)(2)にかかわらず、次の各号に掲げる事業については、委託の対象としません。

- ① 営利を目的とした事業
- ② 特定の個人または団体のみが利益を受ける事業
- ③ 政治、宗教、選挙活動の事業

- ④ 施設等の建設及び整備を目的とする事業
- ⑤ 施策の提案・立案のための調査
- ⑥ 学術的な研究事業
- ⑦ 事業実施を伴わない調査
- ⑧ 他の助成制度に基づき補助・助成を受ける事業
- ⑨ その他公序良俗に反するなど港まちづくり協議会が適当でないと認めた事業

(4) 港区西築地学区連絡協議会(以下、学区連協)の関連団体が提案する事業については、申請書の提出前に学区連協と申請する事業の計画や予算等について協議が済んでいることを条件とします。※学区連協へ確認をとらせていただきます。

3 事業の実施形態

- (1) 本事業は、審査会による選考の後、協議会からの委託事業として実施していただきます。よって実施主体、事業成果は協議会に帰属します。
- (2) 事業実施においては、対価を求めず活動の財政的な支援を行う補助事業とは異なり、委託者(協議会)と受託者(提案団体)との契約に基づく確実な実施と成果を求めます。また、既に他の補助金を受けている同一事業に対しては委託契約を結ぶことはできません。
- (3) 本事業への参加費等は、原則無料としてください。万が一、材料費など実費相当額の参加料を徴収する場合は、申請前に必ず事務局へご相談ください。(場合によっては認められない場合があります。)

4 委託対象者

この事業の提案ができる委託対象者は、次の要件をすべて満たす団体・グループとします。

- ① 5人以上で組織された団体・グループであること。
- ② 政治活動、宗教活動を目的としていない団体・グループであること。
- ③ 事業の企画立案から実績報告まで、責任を持って履行できると認められる団体・グループであること。

5 事業実施の対象区域

事業実施の対象とする区域は、下記の名古屋市港区西築地学区を中心とした港周辺地区とします。この場合の対象区域とは、事業の実施により活性化を期待する区域のことを言います。

※対象区域で必ず事業を実施しなければならないということではなく、対象区域の活性化につながる事業であれば要件を満たします。

- ① 名古屋市港区入船一丁目・二丁目
- ② 名古屋市港区千鳥一丁目・二丁目
- ③ 名古屋市港区西倉町
- ④ 名古屋市港区浜一丁目・二丁目
- ⑤ 名古屋市港区港町
- ⑥ 名古屋市港区名港一丁目・二丁目
- ⑦ 名古屋市港区港楽三丁目・港栄四丁目の一部

6 委託料・対象期間

(1) 委託料は、1事業につき上限を30万円(税込)とします。

(2) 委託料の総額は、以下の通りです。

90万円

(3) 事業実施の対象期間は、令和7年6月1日(木)から令和8年2月8日(日)までの間とします。

7 委託料の対象となる経費

- (1) 委託が決定した後に、協議会と提案団体との間で締結する委託契約の契約期間内に発生した経費が対象となります。
- (2) 事業終了後、領収書等の証拠書類を実績報告書に添付することで、経費として認められます。領収証は、額面のみではなく、個数・単価が明確になるレシート等が必要となります。
- (3) 委託料で支払う経費は、委託事業の実施に直接必要な経費で、次の経費とします。

経 貹 名	経 貹 の 内 容
①外部講師等謝金	<ul style="list-style-type: none"> ■外部から招へいした講師や指導者等に支払う謝金 ■講師や指導者に出す飲食・交通費に係る経費(酒類は不可) <p>※謝金の積算の基準は特にありません。事業の執行に必要不可欠と認められるものであれば、金額の大小は問いませんが、見積書を準備するなどなぜその金額かが説明できるようにしておいてください。</p> <p>※講師の飲食費は、その必要性と価格が社会通念上認められる範囲です。</p> <p>※提案団体内の講師・指導者への謝金は、⑦人件費へ計上してください。</p>
②旅費交通費	<ul style="list-style-type: none"> ■交通費実費、宿泊費実費等 <p>※費用は社会通念的に認められる範囲です。交通費では100キロを超える場合にJRの特急指定席使用、宿泊料で1泊10,000円(税込)以内が目安です。</p> <p>※交通費は公共交通機関を合理的な経路で利用した場合の実費が原則です。やむを得ず自家用車を使用する場合は、移動距離と車の燃費を考慮したガソリン代を元に算出してください。</p>
③会議費	<ul style="list-style-type: none"> ■会議施設使用料、資料代・資料印刷費、茶菓代(1人500円(税込)以内)等 <p>※資料印刷を委託外注する場合は、⑩印刷製本費で計上してください。</p> <p>※茶菓代を支出する場合は、会議の参加者リストを作成し、人数などを後で説明できるようにしておいてください。</p> <p>【対象経費としないもの】</p> <p>★人件費を要した人へ提供する茶菓代</p>
④物品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ■1品2万円(税込)未満の事業に主要な役割を果たす物品・資材等の購入費用 ■参加者配布用記念品購入費(商品券等の金券は不可) ■無償ボランティアスタッフのための弁当購入費用 <p>※無償ボランティアスタッフのための弁当購入費用は、その必要性と価格が社会通念上認められる範囲です。</p>

	<p>【対象経費としないもの】</p> <p>★提案団体の構成員に対する記念品購入費 ★人件費を要した人へ提供する飲食費</p>
--	---

経 費 名	経 費 の 内 容
⑤借上料	<p>■事業に短期的に必要な機材の借上料、イベント等を実施する際の会場借上料</p> <p>※やむを得ず事前に会場借上料を支払う必要のある場合は、契約期間以前でも委託料の対象となります。ただし、委託事業とならなかつた場合は、提案団体で費用をご負担いただくことになります。</p>
⑥保険料	<p>■事業の実施に係るイベント保険料等</p> <p>※イベント等を実施する際の保険への加入は必ず行ってください。</p>
⑦人件費	<p>■事業の実施に直接関わって技術、知識や役務を提供する者(役員含む)に支払う経費</p> <p>※提案団体の構成員かどうかに関わらず、本事業に要した人件費はすべてこの項目に計上してください。(提案団体内の構成員が講師、デザイン作成等を行った場合を含む。)</p> <p>※提案事業以外の事務にも関わっている職員等の場合、提案事業の実施に携わっている時間を明確にする必要があります。</p>
⑧委託外注費	<p>■提案団体では不可能な技術・知識を要する作業等の委託外注費(デザイン・警備委託・新聞折込など)</p> <p>※印刷製本の委託外注は⑩印刷製本費で計上してください。</p> <p>※提案団体内の構成員がチラシのデザインを行った場合などは、⑦人件費で計上してください。</p>
⑨通信費	<p>■郵便送料等</p>
⑩印刷製本費	<p>■委託外注したチラシ・資料などの印刷製本に要する費用</p> <p>※自前で印刷する場合の会議に使用する資料は③会議費または⑪事務費等で計上してください。</p>
⑪事務費	<p>■事務用品、消耗品、契約に関わる印紙代等</p>

※外部講師への飲食費、合理的な公共交通機関の経路以外での旅費交通費、人件費の単価設定など、その金額が必要となる理由や内訳などを説明できるようにしておいてください。

※口座振込等の手数料も含まれます。

(4) 次に掲げるものは対象経費となりません。

- ① 提案団体の事務所等を維持するための経費など委託事業の実施に直接必要でない経費およびそれと区別できない経費(団体事務所の家賃、水道光熱費など)
- ② 外部講師・指導者、無償ボランティアスタッフに対する弁当代を除く、1人1回501円(税込)以上の飲食・茶菓代、商品券等の金券の購入代金等の経費
- ③ パソコン、机、いすなど、1品2万円(税込)以上の物品購入費
- ④ 参加費を徴収する事業の場合は、参加費で充当される予定の経費

⑤ その他協議会が適当でないと認めたもの

8 募集期間

(1) 募集期間

令和7年5月20日(火)～令和7年6月9日(月)(当日18:00必着)

(詳細は協議会事務局にお問い合わせ下さい)。

※募集期間内に申請書が届かないものについては、審査対象となりませんので注意ください。

9 相談窓口

応募をする場合は、事前に相談窓口を利用することができます。

- ① 相談窓口では、審査に向けた申請書の書き方やアピールのコツ、対象区域で提案事業の実施を想定した際の現実性について、アドバイスやサポートが受けられます。
- ② 相談窓口には、記入した受託申請書(暫定的なもので可)を必ず持参してください。
- ③ 相談窓口は、年間を通じて行っています。事前予約が必要となりますので、協議会事務局までご連絡ください。今年度の応募をされる場合は令和7年6月6日(金)までに相談窓口をご利用ください。

10 応募方法

(1) 応募方法

所定の「受託申請書」に必要事項を記入し、次に示す書類を以下の申請書送付先あてに郵送またはメールアドレスへお送りください。(事前にご連絡をいただければ、協議会事務局へご持参いただくこともできます。)

- 1 令和7年度「提案公募型事業」受託申請書類(1) <団体紹介書>
※片面印刷 ※捺印したかどうかご確認ください。
- 2 令和7年度「提案公募型事業」受託申請書類(2) <受託申請書>
※片面印刷
- 3 [対象経費明細のエクセル様式を使用する場合]
様式2 【対象経費明細】
- 4 [団体の場合]
団体等の定款・会則・規約または寄附行為(財団法人の場合)の写し
※片面印刷 ※グループ(団体よりも組織性が薄いもの)の場合は不要
- 5 [参加費を徴収する事業の場合]
様式1 【徴収される参加費に相当する事業費】

- ① 申請書は、選考の際の審査資料となりますので、事業実施にあたり変更の生じることのないよう、十分に詳細まで検討の上作成してください。
- ② 協議会事務局からの照会対応のため、必ず申請書の写しをお手元に保管してください。
- ③ 申請書及び定款、寄附行為、会則又は規約のみにて書面審査を行いますので、他の文書・図書・新聞記事・DVD等は添付しないでください。
- ④ 提出いただいた書類のうち、受託申請書(2)は公開資料として取り扱わせていただきます。
- ⑤ 提出された申請書及び添付された資料を名古屋市又は第三者に提供する場合があります。

(2) 申請書送付先

〒455-0037 港区名港一丁目 19 番 23 号 Minatomachi POTLUCK BUILDING
港まちづくり協議会事務局 提案公募型事業担当 宛
Eメール info@minnatomachi.jp

※申請書の受領通知は送付しませんので、心配な場合は配達記録郵便でご郵送ください。

※FAX では受付しません。

(3) 受託申請書

協議会ホームページからダウンロードできます。

<https://www.minnatomachi.jp/>

(4) お問い合わせ・相談窓口予約先

港まちづくり協議会事務局(平日 9 時～18 時)

TEL 052-654-8911

Eメール info@minnatomachi.jp

11 審査・委託事業の決定

(1) 適否等の審査は協議会が行います。

(2) 審査は予備審査、本審査を行います。

(3) 予備審査は協議会の運営会による非公開の書類審査とし、書類に不備はないか、記載事項に誤りはないかを確認し審査します(提案者の出席は不要です)。

(4) **予備審査を通過した提案は、委員による質問をまとめ本審査に向けた事前ヒアリングをいたします。**

(5) 公開審査で本審査を行います。

① 本審査では**事務局によるプレゼンテーションと協議会委員による審査を行います。募集期間終了後の1～2週間後の実施を予定しています。(提案者の出席は不要です)。**

② 本審査では、受託申請書以外の書類等は使用いたしませんのでご了承ください。

(6) 協議会委員は、自己が代表者又は会員である提案団体の審査には加わることはできません。

(7) 申請書の記入内容や添付書類の**不備により審査の対象外となる場合があります。**

(8) 委託事業の決定は、原則として本審査終了後にその場で決定し、**後日通知**いたします。

12 審査基準

協議会は、次の評価項目について審査し、その合計点の高い申請者から事業を委託することとします。ただし、5項目の平均点が3「事業対象として可」未満の場合は委託しません。

① 評価方法

②の評価項目毎に次の5段階評価とします。(最高点:5項目×5点=25点)

点数	5	4	3	2	1
評価	事業対象とすべき	事業対象として良い	事業対象として可	事業対象として疑問	事業対象としない

② 評価項目及び評価の着眼点

評価項目	評価の着眼点
①実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ■事業を提案する団体が責任を持って実施することが可能か。 ■実施体制、事業計画、予算計画、スケジュールなど事業の実施が可能か。 ■地域住民の方々の理解を得られる事業か。
②積算の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ■予算書の見積もりは妥当か。 ■事業の内容に見合った予算か。 ■公金を使って行う事業として適切か。
③公益性・社会貢献性	<ul style="list-style-type: none"> ■一部の人の利益ではなく、広く地域、社会に利益を及ぼす事業か。 ■広く港まちの住民の方々、および港まちに集う方々にとって実施の意義が感じられ、具体的な効果・成果が期待できるか。
④テーマとの整合性	<ul style="list-style-type: none"> ■「心地よく安心な港まちで暮らす」、「魅力的にぎやかな港まちに集う」、または「みんなとまちを創る」の3つのテーマのいずれか、もしくは複数に沿った事業か。
⑤将来性	<ul style="list-style-type: none"> ■今後、協議会との連携をイメージできる事業か。

13 委託料の支払い

(1) 委託料は、協議会と委託契約を締結する際に、原則として申請をいただいた金額を上限として、決定します(協議会が査定します)。

(2) 委託料の支払いは、原則として事業が終了した時点での精算払いとしますが、必要と認められる場合は、委託料の上限 70%を限度として、委託契約を締結した後に概算払いをすることができます。詳しくは標準契約書をご覧ください。

14 実績報告・委託料の精算

(1) 委託を受けた事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過する日又は令和8年2月28日(土)のいずれか早い期日までに、所定の実績報告書を協議会に提出する必要があります。なお、実績報告書の提出がない場合、委託料全額の返還を請求します。

(2) 実績報告書の内容を審査し、委託料を精算します。実績報告書には、対象経費の内訳を記載する欄があり、領収書等の証拠書類の添付が必要です。証拠書類のない経費は委託料としてお支払いすることはで

きませんのでご注意ください。なお、領収証等は、額面のみではなく、個数・単価が明確になるレシート等が必要となります。

- (3) 実績報告書には、実施した事業の内容が分かる写真(デジカメ撮影・印刷可)を添付する必要があります。
- (4) 提出された実績報告書は、【公開】と表記されているページのみ、公開資料として取り扱わせていただきます。
- (5) 会議の場等で、事務局より事業終了報告を行います。

15 委託料の返還

次の場合、委託料の全額又は一部の返還を請求します。また、悪質と認める場合には、その事実を公表し、当該提案団体には、今後協議会から事業の委託を一切行いません。

- ① 偽りその他不正な手段により委託料を受領したことが判明したとき。
- ② 委託料を提案事業又は対象経費以外に使用したとき。
- ③ 提案事業が縮小、中止もしくは継続不能となり、又は対象期間内に完了できないとき。
- ④ 十分な事業成果が挙げられなかつたと判断されるとき。
- ⑤ 実績報告書を提出しなかったとき。
- ⑥ 提案事業の終了時において、決算金額が概算払い金額を下回ったとき。(その余剰金額を返還していただきます。)
- ⑦ その他この要領に違反したとき。

16 帳簿等の備付け

委託を受けた事業を実施する際には、当該委託事業に関する帳簿等を備え、その支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備保管し、委託料の使途を明らかにしておく必要があります。なお、領収書等は必ず内訳が分かるようにしておいてください。

17 その他留意事項

- (1) 申請書提出後、辞退する場合は、書面または書面データによる届出が必要になりますので、速やかに「港まちづくり協議会事務局 提案公募型事業担当」まで書面またはメールにてご連絡下さい。
- (2) 決定した事業を実施する際には、協議会からの受託事業であることの表示および説明をしてください。特に、事業に関して作成したチラシ、ポスター、パンフレット等の印刷物などには、「港まちづくり協議会 令和7年度『提案公募型事業』」等の表示が必ず必要になります。詳細は、委託決定後にご説明いたします。
- (3) 協議会からの委託事業ですので、事業による成果物(制作物・印刷物等)の著作権等は港まちづくり協議会に帰属するものとします。

- (4) 決定した事業を実施する前に、協議会と提案団体とで標準契約書の内容により委託契約を締結しますので、応募をする前に標準契約書の内容を十分確認しておいてください。提案団体は標準契約書の内容に同意した上で事業を行っていただくことになります。
- (5) 決定した事業を実施する場合は、原則として提案した収支計画に基づいて実施していただきますが、提案した経費明細の各項目単位で20パーセント以内の変動は認めます。経費明細の各項目単位で20パーセントを超える変動が生じる場合は、協議会事務局に相談をしたうえで、書面にて収支計画変更の届出を提出していただきます。
- (6) 決定した事業を実施する前に、受託団体向けの説明会を行います。日程等の詳細については受託団体へお知らせします。
- (7) 委託決定後、事業の準備期間中に、協議会事務局と受託団体で進捗状況を確認するためのミーティングを行います。
- (8) 事業を実施する際に、参加者へのアンケート調査を実施していただきます。アンケートの様式は協議会事務局で用意しますので、実施する際に必要部数をご用意ください。また、受託団体より追加のアンケートがある場合は、協議会で準備した様式に追加していただくことも可能です。
- (9) 本事業は、名古屋市から交付される「港まち活性化補助金」で運営しており、令和7年度の補助金交付の決定により実施が確定されます。交付時期により、事業実施が延期または中止となる場合があります。
- (10) この要領に定めるもののほか、必要な事項は港まちづくり協議会会長が別に定めます。

附則

- 1 この要領は、令和7年5月20日から施行します。

令和7年度 提案公募型事業 本審査

●予算額: 90万円

※予算の範囲を超えるまで、合計点の高い提案者から順に委託事業を決定する。

※金額が予算の範囲を超える場合、次点の提案は予算に満つる金額の範囲を条件として、委託する。

ただし、提案者の意思を確認し、辞退する場合の繰り上げはないものとする。p

●委員は、提案した団体の代表者または会員である場合、審査には加わることができない。

●審査基準

5つの評価項目について5段階で審査し、その合計点の高い申請者から事業を委託する。

ただし、採点をした委員の合計の、5つの評価項目の平均点が15点未満の場合は委託しない。

(最高点: 5項目 × 5点 = 25点)

点数	5	4	3	2	1
評価	事業対象とすべき	事業対象として良い	事業対象として可	事業対象として疑問	事業対象としない

●評価項目及び評価の着眼点

評価項目	評価の着眼点
①実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ■事業を提案する団体が責任を持って実施することが可能か。 ■実施体制、事業計画、予算計画、スケジュールなど事業の実施が可能か。 ■地域住民の方々の理解を得られる事業か。
②積算の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ■予算書の見積もりは妥当か。 ■事業の内容に見合った予算か。 ■公金を使って行う事業として適切か。
③公益性・社会貢献性	<ul style="list-style-type: none"> ■一部の人の利益ではなく、広く地域、社会に利益を及ぼす事業か。 ■広く港まちの住民の方々、および港まちに集う方々にとって実施の意義を感じられ、具体的な効果・成果が期待できるか。
④テーマとの整合性	<ul style="list-style-type: none"> ■「心地よく安心な港まちで暮らす」、「魅力的にぎやかな港まちに集う」、または「みんなと港まちを創る」の3つのテーマのいずれか、もしくは複数に沿った事業か。
⑤将来性	<ul style="list-style-type: none"> ■今後、港まちづくり協議会との連携をイメージできる事業か。

※採点表はプレゼンテーションを聞きながらお書きください。すべての発表が終わった段階でスタッフが回収いたします。

●事業のテーマ・分野

○: 心地よく安心な港まちで暮らす

防災・減災まちづくり、各種のコミュニティ活動、住みやすいまちづくり等を推進します。港まちの日常的な暮らしを心地よくしていくことで、みんなが安心できる港まちを目指します。

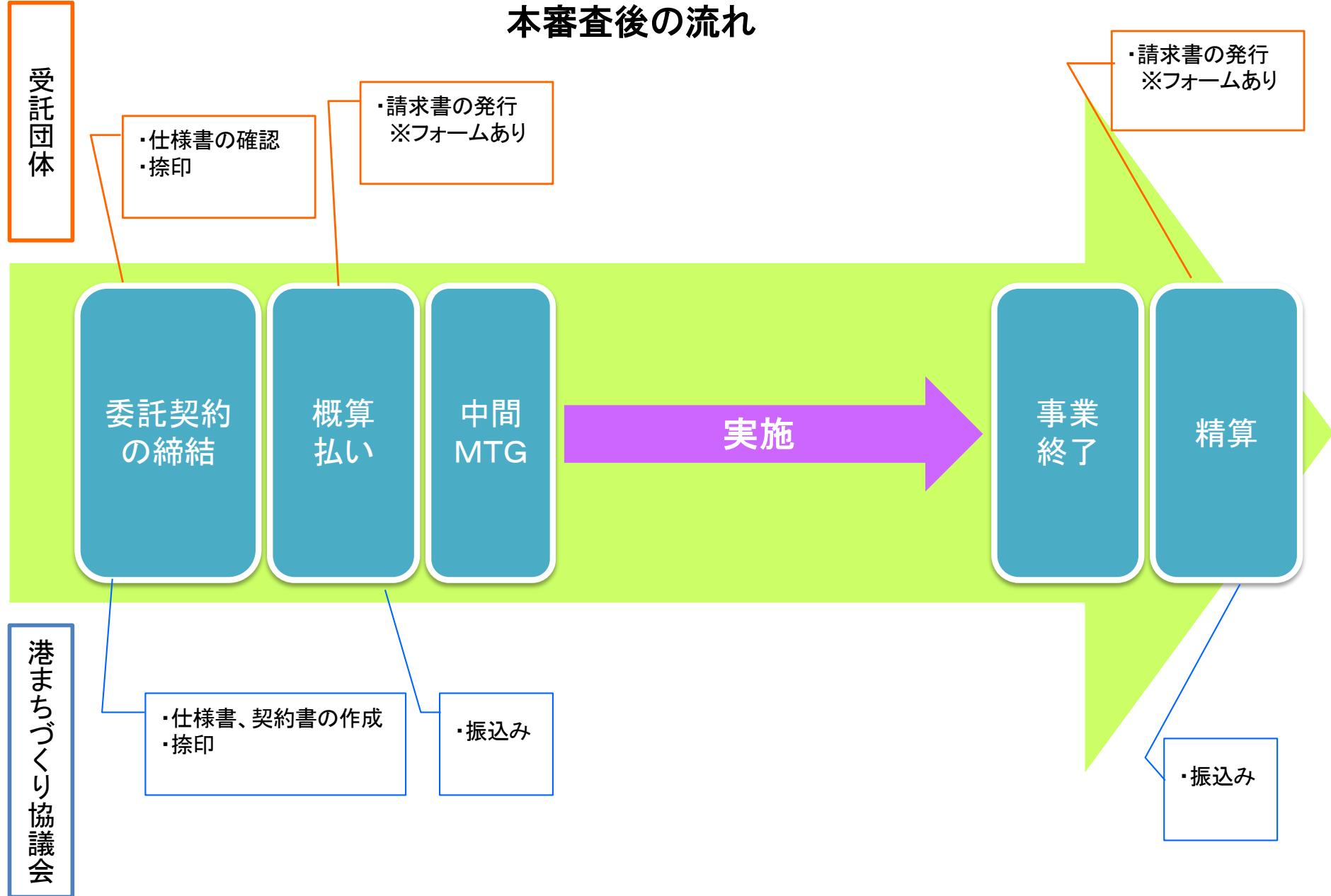
△: 魅力的にぎやかな港まちに集う

住民同士や港まちに関わるさまざまな人々との交流、アート&音楽を活用したまちづくり、ガーデンふ頭と連携したエリアー帯のにぎわい等を促進します。港まちに集うみんなの力を併せて、港まちならではの魅力を活かしたにぎわいづくりを目指します。

□: みんなと港まちを創る

港まちの情報発信や協働事業を推進します。港まちづくり協議会のコンセプトを軸にして、人々の共感と信頼を育みながら、みんなと一緒に取り組む協働まちづくりを目指します。

提案公募によるまちづくり事業 本審査後の流れ



令和7年度 提案公募型事業 公募予定団体と申請額概算

	申請者	希望事業名	申請額(円)	事業・イベント実施予定日
1	港まち俳句の会	港まち俳句の会	203,640	令和7年8月1日から令和8年2月8日(計7回、展示:1回)
2	LRC	10代のフリースペース パルス	299,680	令和7年8月8日から令和8年1月23日(計18回、成果発表会:1回、発表準備5回)
3	名古屋みなとミュージックストリート実行委員会	名古屋みなとミュージックストリート2025	300,000	令和7年8月1日から令和7年12月1日(期間中1回)
4				
5				
6				
7				
		合計金額	803,320	◇予算枠 :900,000円

令和7年度 提案公募型事業本審査 採点シート

採点者名

審査順	申請者	評価項目 ①実現可能性	②積算の妥当性	③公益性 社会貢献性	④テーマとの 整合性	⑤将来性	合計
1	港まち俳句の会						
2	LRC						
3	名古屋みなとミュージックストリート実行委員会						

評価項目ごとの5段階評価	評価項目	評価の着眼点
5 : 事業対象とすべき	① 実現可能性	■事業を提案する団体が責任を持って実施することが可能か。 ■実施体制、事業計画、予算計画、スケジュールなど事業の実施が可能か。 ■地域住民の方々の理解を得られる事業か。
4 : 事業対象として良い	② 積算の妥当性	■予算書の見積もりは妥当か。 ■事業の内容に見合った予算か。 ■公金を使って行う事業として適切か。
3 : 事業対象として可	③ 公益性 社会貢献性	■一部の人の利益ではなく、広く地域、社会に利益を及ぼす事業か。 ■広く港まちの住民の方々、および港まちに集う方々にとって実施の意義が感じられ、具体的な効果・成果が期待できるか。
2 : 事業対象として疑問	④ テーマとの整合性	■「心地よく安心な港まちで暮らす」、「魅力的にぎやかな港まちに集う」、または「みんなとまちを創る」の3つのテーマのいずれか、もしくは複数に沿った事業か。
1 : 事業対象としない	⑤ 将来性	■今後、港まちづくり協議会との連携をイメージできる事業か。